

Doshisha Startup Base(D-Base)利用規約

2026年4月1日 制定

(目的)

第1条 この規約(以下「本規約」という。)は、同志社大学(以下「本学」という。)京田辺キャンパス内にある独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)が運営する同志社大学連携型起業家育成施設「D-egg(業成館)」内に設置される「Doshisha Startup Base(以下「当施設」という。))」の利用について、必要な事項を定める。

(施設利用)

第2条 当施設は、同志社大学発ベンチャーの起業に際し、法人登記における本店所在地として利用(起業のための準備活動としての利用を含む。)することを目的とする場合に限り利用することができる。

2 前項にかかわらず、法人登記後においても、利用資格を有している限り、起業した会社等の事業活動の一時的な場所として当施設を利用することができる。ただし、恒久的な利用を認めるものではない。

3 当施設を利用できる者(以下「利用者」という。)の資格は、次のとおりとする。

(1)本学の学部生及び大学院生(科目等履修生及び聴講生を除く。)

(2)本学と雇用関係のある教職員(嘱託講師を除く。)

3 当施設の利用料は無料とする。

4 当施設の利用時間は9:00～17:00(土、日、祝を除く)とする。ただし、当施設の都合により、これを変更することがある。

(施設利用申請手続)

第3条 当施設の利用を希望する者は、D-eggインキュベーションマネージャー室(以下「D-egg IM室」という。)を通じて、本学リサーチ・イノベーション推進機構 産官学連携推進課(以下「事務局」という。)に所定の利用申込書を提出し、リサーチ・イノベーション推進機構会議の承認を経て、利用登録許可(以下「利用登録」という。)を受けなければならない。

2 利用を認められた利用者は、当施設利用に係る誓約書を提出しなければならない。

3 利用者は、顧客その他の関係者を当施設内に入館させる場合は、D-egg IM室にて入館手続きをしなければならない。

4 利用者は、D-eggに付帯する共有設備・共有スペースを利用する場合は、D-egg IM室の定める定めに従うものとする。

5 利用者は、D-egg IM室を通じて、事務局に申し出ることにより施設の利用登録を解約することができる。

(禁止事項)

第4条 利用者は、当施設及びD-eggの利用において知り得た、本学並びに他の利用者及び入居者の個人情報、営業秘密、その他の一切の情報を第三者に開示又は漏えいしてはならず、当施設の利用以外の目的で使用してはならない。また、当施設の利用に関し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、当施設の利用として相当の範囲にとどまることであらかじめ本学の書面による許可を得た場合は、この限りでない。

(1)他の利用者に迷惑を及ぼす行為

- (2)当施設又はその周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、本学又は他の利用者その他の第三者に不安を覚えさせる行為
- (3)当施設内での火器の取扱い
- (4)過度な音、振動、臭気等を発する物品や什器の持込み
- (5)物品や什器の放置等による当施設の占有
- (6)工作、加工、実験等の行為
- (7)当施設内での宗教活動、政治活動等
- (8)情報商材の販売に関わる行為
- (9)性風俗事業に関わる行為
- (10)マルチ商法又はそれに類する行為
- (11)賭博又はギャンブルに関連する行為
- (12)本学又は当施設の名誉又は信用を傷つける行為
- (13)当施設内での居住又は宿泊
- (14)当施設内及び敷地内での飲酒
- (15)当施設内及び敷地内での喫煙
- (16)その他公序良俗に反し、本学の名誉を著しく棄損する行為
- (17)本学、中小機構、当施設又はD-egg IM室が別途定める規定に違反する行為
- (18)前各号に準ずる行為

(利用の制限・登録の取消)

第5条 本学は、利用者が前条各号の規定に抵触する行為を行ったときは、施設利用の全部若しくは一部を制限し、又は施設の利用登録を取り消すことができる。

2 本学は、次の各号のいずれかに該当すると本学が判断した場合は、当施設の利用の全部又は一部について中止させることができる。

- (1)保守・管理上の必要があるとき。
- (2)感染症拡大防止の必要があるとき。
- (3)その他天災事変等、利用を制限すべき止むを得ない理由があるとき。

3 本学は、以下に該当する場合は、利用登録を取り消すものとする。

- (1)卒業又は退職等により利用者資格を失った場合。
- (2)利用者が法人登記を行った日から5年を経過した場合

4 本学は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用登録を取り消すことができるものとする。

- (1)起業のための準備活動として当施設を利用する場合にあっては、利用者が、利用登録の日から6か月経過しても法人登記を行っていない場合。
- (2)利用者が当施設を本店所在地として登記している法人の役員を退いた場合。
- (3)起業のための準備活動として当施設を利用している利用者が法人登記に係る法人の設立に関与しなくなった場合。

(住所等の変更の通知)

第6条 利用者は、以下の事由が生じた場合には、すみやかに書面をもって、D-egg IM室を通じて、事務局に届け出るものとする。

- (1)利用申込書の記載事項に変更が生じたとき(ただし、「本学の所属」に係る学年の記載を除く。)
- (2)法人登記を行ったとき
- (3)法人登記を行った利用者において、その登記に係る会社等の商号、代表者、営業目的、資本金その他商業登記事項について変更があったとき

(施設利用終了時の手続き)

第7条 第5条第3項第2号に該当する場合、法人登記に関わった利用者は、当該法人について本店所在地の変更登記を半年以内に行い、その他適切な措置を行うとともに、本学に対してその完了を報告しなければならない。

2 第5条第3項第3号に該当する場合、利用者は本学に対してその旨を通知しなければならない。

3 前二項の報告及び通知は、D-egg IM室を通じて、事務局に対して行うものとする。

(郵便物等取扱い)

第8条 利用者は、当施設に設置する郵便受けの利用を申し出ることができる。

2 当施設は前項に基づく申出を受けた場合において、郵便受けに空きがあるときは、その利用を認める。

3 登記利用を認められた利用者に対する郵便物、宅配物等(以下「郵便物等」という。)が当施設に届いた場合であって、当該利用者が当施設の郵便受けを利用していないときは、その受取りを拒否し、運搬事業者に戻戻し、その他相当と認める措置を行う。また、届いた郵便物等がポストの容量を超える場合も同様とする。

4 郵便受けの利用を認められた利用者が登記利用を終了した場合は、当該郵便受けについて利用権限を喪失する。

(反社会的勢力の排除)

第9条 本学は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失わせ、利用登録の全部又は一部について解除することができる。

(1)自ら又は事業パートナーが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3法律77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する団体(以下「暴力団」という。)の構成員(暴対法第2条第6号に規定するものをいう。以下「暴力団員」という。)であるとき。

(2)その起業活動又は起業した会社等の経営に暴力団員が事実上関与していると認められるとき。

(3)業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務履行を強要するために暴力団員を使用したと認められるとき。

(4)いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(5)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。

(6)下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その契約相手方が前各号に該当する

者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

2 前項に基づき資格喪失・解除がなされた場合において、利用者に損害が生じたとしても、本学は何らそれを賠償する責を負わない。

(損害賠償・免責)

第10条 利用者は、本規約に違反し、又は、当施設の利用に関して当施設の設備、備品等を毀損するなど本学に損害を与え、又は第三者に損害を与えたときは、当該損害(合理的な弁護士費用を含む。)を賠償する責を負う。

2 本学は、利用者が持ち込んだ物品等の盗難・紛失・破損等の事故及び人身事故、並びに郵便受けの利用、当施設による郵便物等の受取り及びその後の保管における、郵便物等の盗難・紛失・破損等について原因の如何を問わず、本学の故意又は重過失による場合を除き、一切の責任を負わない。

3 本学は、当施設の利用に関し利用者に損害(第5条第2項に基づき利用が中止等となったことによる損害及び発明、アイデア、ノウハウ等の漏洩による損害を含む。)が生じた場合であっても、本学の故意又は重過失による場合を除き、これを賠償する責を負わない。

4 本学は、天変地異、本学及び中小機構、関係自治体からの要請により当施設の利用が中止された場合の損害について、一切の責任を負わない。

(規約の変更)

第11条 本学は、必要に応じて、本規約を変更することがある。本学は、本規約を変更する場合は、変更後の本規約の内容及び効力発生日を利用者に対し、電子メールで通知するものとする。

2 利用者が本規約の変更の効力発生日以降に施設利用若しくは登記利用を行い、又はその利用を申請したときは、当該変更について同意したものとみなす。

(その他)

第12条 利用者間のトラブル等は、当該利用者間で解決を図るものとし、本学の故意又は重過失による場合を除き、本学は一切の責任を負わないものとする。

2 本学は、利用者が起業できること、起業した会社等が収益を上げること等を含め、施設利用・登記利用が有益であることを保証するものではない。

3 天災地変その他不可抗力による損害(PC等機器類の破損、データの消失等を含む。)について、本学は、何ら責任を負うものではない。

(準拠法・裁判管轄)

第13条 当施設の利用に関する紛争(訴訟を含む。)については、日本国法を準拠法とし、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(譲渡禁止)

第14条 利用者は、本規約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は自己若しくは第三者のために担保に供してはならない。

(分離可能性)

第15条 本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとする。

(存続条項)

第16条 この規約が終了した場合であっても、第4条(禁止事項)第1文、第7条(施設利用終了時の手続き)、第9条(反社会的勢力の排除)第2項、第10条(損害賠償・免責)、第12条(その他)、第13条(準拠法・裁判管轄)、第14条(譲渡禁止)、第15条(分離可能性)及び本条(存続条項)の規定は、なお有効に存続する。